

熊本県監査委員公告第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により令和6年度（2024年度）包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）12月26日

熊本県監査委員	小 原 雅 之
同	竹 中 潮
同	松 村 秀 逸
同	吉 田 孝 平

令和6年度(2024年度) 包括外部監査結果に報告に関する措置状況  
(テーマ「道路事業に関する事務の執行及び管理について」)

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
1	76	34	道路整備課	県北広域本部土木部工務第二課	大津植木線活力創出基盤交付金(改築)測量委託	委託者が自らの理由により契約変更を行う場合について	意見	<p>入札手続きや契約手続きなど適正な決裁などを経ており、事務の執行において不備はなかった。</p> <p>一方で、10社の指名競争入札の結果、落札した業者と令和5年3月15日に契約を締結した後、年度を跨いで僅か4か月以内に、契約金額が2倍程度に増額される契約の変更が行われている。</p> <p>土木設計業務等設計変更ガイドラインでは、委託者が自らの理由により変更を行う場合の具体例として、3つを挙げているが、当該契約の変更是契約から僅か4か月以内に行われていることから地元調整や関係団体との協議などとは考えられず、「その他、委託者の指示により原契約に無い新たな業務を行う場合」によって契約の変更が行われたものと推測される。</p> <p>原契約の時点において当該契約の変更是ある程度予測できたものであり、原契約の入札条件に可能な限り、取付道路についても盛り込むべきであったのではないかと考える。以下のようなことを検討することが考えられる。</p> <p>① 入札時点で入手可能な情報に基づいて合理的な予定価格を算出する。取付道路の測量区間などが正確に算出できていなくても、入札時点で知りえる情報を盛り込むことで、少なくとも現状よりは予定価格と最終事業費との乖離を抑えることができる。</p> <p>② 年度内の入札・契約を誦め、詳細な情報が確定してから入札を行う。</p>	<p>測量委託は、発注時点において関係機関協議が完了していないことが多いため、交差点影響範囲等の設計数量を詳細に把握することが困難である。しかし、発注時点の諸条件を可能な限り設計内容に反映することが必要であるため、以下の改善措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注時点において、正確な数量が把握できない範囲があり、かつ、全体事業計画を考慮した上で発注時期を遅らせることができない場合は、想定される数量を計上するとともに、その内容を特記仕様書に記載する。</li> <li>・「測量業務委託設計書 照査項目一覧表」における、適正な測量範囲である否かの照査をこれまで以上に徹底させる。</li> <li>・上記内容を課内で周知徹底させる。</li> </ul>	措置済
2	78	42	道路整備課	天草広域本部土木部工務第一課	国道266号地域連携推進改築(地盤改良)工事	県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について	意見	<p>入札手続きや契約手続きなど適正な決裁などを経ており、事務の執行において不備はなかった。</p> <p>一方で、「(別記様式6)元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」の「(2)下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」の箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考える。当該事業は、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる事務所を有すること」と規定されている条件付一般競争入札(総合評価落札方式)であり、熊本県としては県内事業者に優先して工事を行ってもらうことを意図していると考える。そうであるならば、県外事業者である再下請人に重要な工事を再委託する場合には、1次下請けの場合と同じように、理由を把握する必要があるのではないかと考える。</p> <p>下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に足りない技術は何か、必要な重機は何かなどの情報を得ることができ、県内事業者を支援するための施策(研修会など)にも生かせるのではないかと考える。</p>	<p>県内企業の技術力(施工実績等)は、コリンズ(※)で確認できており、また、継続的に建設業協会と意見交換を行い県内企業の状況等を把握しているため、現時点では再下請負先の選定理由等までを把握する必要はないと考えている。</p> <p>(※)コリンズとは 企業が受注した公共工事の実績を収集し、公共発注機関及び受注企業が共に活用できるようにした工事実績情報データベース。 (HP:<a href="https://cthp.jacic.or.jp/overview/ct/">https://cthp.jacic.or.jp/overview/ct/</a>)</p>	不措置 (業務参考)

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
3	96	46	道路整備課	県北広域本部土木部工務第一課	国道325号活力創出基盤交付金(改築)道路改良その2工事	休日(現場閉所)取得計画実績表の記載誤りについて	指摘	<p>工事完成時において、「4週8休」が達成されているか否かを判断する根拠資料「休日(現場閉所)取得計画実績表」が適切に作成されていない。</p> <p>今後、発注する工事について、「4週8休」を達成した根拠資料である「休日(現場閉所)取得計画実績表」を確認するにあたり、対象期間の日数が適切にカウントされていることについて、確認の徹底を行う必要がある。特に、夏季休暇3日間及び年末年始6日間は、「4週8休」の算定にあたり、算定期間の分母である対象期間、分子である現場閉所累計日数に含めず算定することになっているため、適切に算定から除外されているかを確認する必要がある。</p>	令和7年(2025年)8月20日付で熊本県土木部「週休2日試行工事」における現場閉所達成状況の確認に関する文書及び確認のポイントを明示した記入例を発出し、関係職員に確認を徹底するよう周知を実施した。	措置済
4	99	48	道路整備課	県北広域本部土木部工務第一課	大津植木線活力創出基盤交付金(改築)調整池護岸その1工事	休日(現場閉所)取得計画実績表の記載誤りについて	指摘	<p>工事完成時において、「4週8休」が達成されているか否かを判断する根拠資料「休日(現場閉所)取得計画実績表」が適切に作成されていない。</p> <p>今後、発注する工事について、「4週8休」を達成した根拠資料である「休日(現場閉所)取得計画実績表」を確認するにあたり、対象期間の日数が適切にカウントされていることについて、確認の徹底を行う必要がある。特に、夏季休暇3日間及び年末年始6日間は、「4週8休」の算定にあたり、算定期間の分母である対象期間、分子である現場閉所累計日数に含めず算定することになっているため、適切に算定から除外されているかを確認する必要がある。</p>	令和7年(2025年)8月20日付で熊本県土木部「週休2日試行工事」における現場閉所達成状況の確認に関する文書及び確認のポイントを明示した記入例を発出し、関係職員に確認を徹底するよう周知を実施した。	措置済
5	104	50	道路整備課	天草広域本部土木部工務第一課	国道324号地域連携推進改築(仮桟橋撤去その1)工事	県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について	意見	<p>入札手続きや契約手続きなど適正な決裁などを経ており、事務の執行において不備はなかった。</p> <p>一方で、「(別記様式6)元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」の「(2)下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」の箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考える。当該事業は、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる営業所を有すること」と規定されている条件付一般競争入札(総合評価落札方式)であり、熊本県としては県内事業者に優先して工事を行ってもらうことを意図していると考える。そうであるならば、県外事業者である再下請人に重要な工事を再委託する場合には、1次下請けの場合と同じように、理由を把握する必要があるのではないかと考える。</p> <p>下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に足りない技術は何か、必要な重機は何かなどの情報を得ることができ、県内事業者を支援するための施策(研修会など)にも生かせるのではないかと考える。</p>	<p>県内企業の技術力(施工実績等)は、コリンズ(※)で確認できており、また、継続的に建設業協会と意見交換を行い県内企業の状況等を把握しているため、現時点では再下請負の選定理由等までを把握する必要はないと考えている。</p> <p>(※)コリンズとは 企業が受注した公共工事の実績を収集し、公共発注機関及び受注企業が共に活用できるようにした工事実績情報データベース。 (HP:<a href="https://cthp.jacic.or.jp/overview/ct/">https://cthp.jacic.or.jp/overview/ct/</a>)</p>	不措置 (業務参考)

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分	
6	109	54	道路整備課	天草広域本部土木部 維持管理課	国道324号(上津深江橋) 道路補修補助(橋梁補修) その2工事	県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について	意見	<p>入札手続きや契約手続きなど適正な決裁などを経ており、事務の執行において不備はなかった。</p> <p>一方で、「(別記様式6)元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」の「(2)下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考える。当該事業は、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる営業所を有すること」と規定されている条件付一般競争入札(総合評価落札方式)であり、熊本県としては県内事業者に優先して工事を行ってもらうことを意図していると考える。そうであるならば、県外事業者である再下請人に重要な工事を再委託する場合には、1次下請けの場合と同じように、理由を把握する必要があるのではないかと考える。</p> <p>下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に足りない技術は何か、必要な重機は何かなどの情報を得ることができ、県内事業者を支援するための施策(研修会など)にも生かせるのではないかと考える。</p>	県内企業の技術力(施工実績等)は、コリンズ(※)で確認できており、また、継続的に建設業協会と意見交換を行い県内企業の状況等を把握しているため、現時点では再下請負先の選定理由等までを把握する必要はないと考えている。	(※)コリンズとは 企業が受注した公共工事の実績を収集し、 公共発注機関及び受注企業が共に活用できる ようにした工事実績情報データベース。 (HP: <a href="https://cthp.jacic.or.jp/overview/ct/">https://cthp.jacic.or.jp/overview/ct/</a> )	不措置 (業務参考)
7	130	58	道路整備課	天草広域本部土木部 工務第一課	国道266号広域連携交付金(道路改良その23)工事	休日(現場閉所)取得計画実績表の工事着手日と作業完了日について	指摘	<p>当該工事に關し、休日(現場閉所)取得実績表を確認したところ、令和4年10月27日を工事着手日(工事開始日)として、ここを起点に対象期間や現場閉所計が含まれていたが、この日を含め10日程連續して閉所日となっており工事開始に疑惑が生じた。確認したところ現場事務所の設置が令和4年11月9日からであり、工事着手日は同日と考えられる。</p> <p>また、実施竣工日である令和5年7月31日が作業完了日として休日(現場閉所)取得実績表に記載されていたが、工程表で確認したところ現場の作業完了日は令和5年7月19日であり、それ以降も閉所日として計上されていた。</p> <p>当該工事では正しく再計算しても4週8休が達成されるため、結果として契約金額に影響はなかったが、契約金額に影響ある重要な部分であるため、県担当者から受注者への確認などで注意する必要がある。</p> <p>具体的には、週休2日(現場閉所型)工事においては、「休日(現場閉所)取得計画実績表」を、週休2日(交替制)工事においては、「休日取得状況表」を、毎月、監督員が確認することを徹底し、併せて、週休2日(現場閉所型)工事における、「休日(現場閉所)取得計画実績表」については、週休2日の対象期間を明確にするため、記入例に示されているとおり、「工事着手日」と「作業完了日」の記入の確認を改めて徹底することが考えられる。</p>	令和7年(2025年)8月20日付で熊本県土木部「週休2日試行工事」における現場閉所達成状況の確認に関する文書及び確認のポイントを明示した記入例を発出し、関係職員に確認を徹底するよう周知を実施した。	措置済	

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
8	134	60	道路整備課	天草広域本部土木部工務第一課	本渡港線防災・安全交付金(改築)舗装その6工事	電子成果品への確認	指摘	契約金額の変更の際に受注者から提出された、休日(現場閉所)取得実績表に誤りがあり、修正していたが、工事完成後の検査時に改めて紙面で提出された休日(現場閉所)取得実績表も修正前のものであった。そのため検査時に提出される電子成果品内のデータも確認したところ、データ自体も修正前のものであった。 修正があった箇所については、検査時においても適正に反映されているか否か、確認すべきであったといえる。	令和7年(2025年)8月20日付で熊本県土木部「週休2日試行工事」における現場閉所達成状況の確認に関する文書及び確認のポイントを明示した記入例を発出し、関係職員に確認を徹底するよう周知を実施した。	措置済
9	3	62	道路保全課	県北広域本部土木部維持管理課	菊池管内単県道路維持修繕(菊池東工区)委託	変更契約について	意見	年間維持業務委託は、契約金額が大幅に増加しても原則として工事期間中に変更契約書は作成されず、終了時に変更契約書が作成されるのみである。 一定の基準を設けて(例えば、当初契約金額より30%以上増減した場合、または当初契約金額が30,000千円以上増減した場合など)、必要な場合には適時に変更契約書を作成することが望ましい。	年間維持業務委託において、大幅な設計変更が見込まれる場合の変更契約のあり方にについて、検討を実施している。	措置中
10	9-①	63	道路保全課	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理調整課	覚井一武線(球磨大橋)災害復旧検討(橋梁)委託	随意契約について	意見	緊急性があるという理由で随意契約しているが、当該委託は台風災害により通行ができなくなった球磨大橋の災害復旧検討(新橋の設計ルートなど)であり、当該委託だけでも1年を要しており、最終的な新橋の完成までは長期間を要するものである。随意契約とするほどの緊急性があるかどうか、より慎重な検討が必要であったと思われる。 随意契約はあくまで例外であり、原則は一般競争入札であることに鑑み、随意契約を行うにあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号の規定に照らし、問題がないか十分に検討してから行うことが望まれる。	災害復旧に係る委託について、緊急性を要する内容を精査するとともに、緊急を要しない内容の追加がある場合については、別途、委託を発注するなど、随意契約の内容を理解の上、適切に委託発注を行うよう努める。	不措置 (業務参考)
11	9-②	64	道路保全課	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理調整課	覚井一武線(球磨大橋)災害復旧検討(橋梁)委託	随意契約における見積期間について	意見	随意契約については見積期間についての定めが存在しないが、見積書依頼日から締切日まで4日間しか確保されておらず、十分ではない。随意契約の場合にも一定の期間を確保するよう、極力努めることが望まれる。	見積期間について、災害上やむを得ない場合においても、事前に見積先に必要期間を聞き取りを行うなど、適切な見積期間を確保するよう努める。	不措置 (業務参考)
12	10	66	道路保全課	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理調整課	多良木停車場線他7路線単県道路維持修繕委託	経費内訳書について	意見	当初契約金額から36,390,624円の増額の変更契約が行われており、提出された作業日報により担当課で作成した経費内訳書によると、道路パトロール費の大幅な増額が契約金額が増加した大きな要因となっている。 経費内訳書を精査すると、実際には道路パトロール費が大幅に増加しているわけではなく、本来、落石、崩土除去等の項目で集計すべきものを道路パトロール費で集計していることによる。 落石、崩土除去等の作業に要した費用については、本来計上すべき項目に適切に計上することが望ましい。	作業内容について、パトロールと併せて土砂撤去を行うなど、複数の作業が混在している場合もあるため、主たる作業内容に準じて、適切な作業内容にて計上するよう努める。	不措置 (業務参考)

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
13	13	68	道路保全課	天草広域本部土木部維持管理課	国道266号(道目木隧道)防災安全交付金(TN照明更新)工事	設計金額の算定について	指摘	<p>契約変更の理由の一つである「②坑外灯支柱、照明分電盤の塗装色変更」について、当初設計金額算定期には塗装色(ダークブラウン)は判断していたと思われるが、設計金額に反映されていない。</p> <p>設計金額算定期には、該当する項目を漏れなく計上する必要がある。</p>	<p>照明施設更新後の設備の配色については、御指摘のとおり、県策定の「天草地域における公共施設の景観配慮の取り決め」に基づき、当初設計段階において景観色にて計上が必要であったと判断される。</p> <p>同様事案の発生を防ぐため、取り決めの再周知等を職員に実施した。</p>	措置済
14	15	69	道路保全課	天草広域本部土木部維持管理課	天草管内広域連携交付金(交通安全)道路設備工事	DX推進における費用対効果の測定について	意見	<p>工事(設備投資)を行う場合には、投資額とそれによって得られる便益を比較検討することが望まれるが、行われていない。</p> <p>当該工事が災害発生前から防災情報を県民・事業者に浸透させる取り組みにどれほど貢献するか、職員の業務がどれほど効率化されるかなどの観点から投資額に見合う便益が得られるか比較検討することが望まる。また、その際には、測定の困難さの解消や、担当者の安全確保などに対する効果も含めて検討することが期待される。</p>	<p>工事(設備投資)を行う場合には、可能な限り投資額とそれによって得られる便益を整理して実施していくべきと考えるが、今回の工事内容については、国においても便益の算出根拠が定められておらず、定量的に数値化することが困難な状況である。</p> <p>今後は便益が算定できるよう国とも協議しながら検討して参りたい。</p>	不措置 (業務参考)
15	28	72	道路保全課	県央広域本部宇城地域振興局土木部維持管理調整課	川尻宇土線(大坪橋)やさしい道づくり工事	設計段階における関係団体との協議について	意見	<p>当初の契約金額から最終の契約額が大幅に増加しており、要因としては、主に交通誘導員の工数が当初設計時よりも大幅に増加したためである。</p> <p>今回の工事は、元々交通量が多い道路で、橋の部分について歩道が整備されていないため計画された工事であり、発注準備段階で地元や警察との協議を実施していればここまで大きく金額が変動することはなかったと考えられる。</p> <p>発注準備段階で十分に現地状況を把握し、関係各所と事前協議を行った結果を当初設計金額に反映させ、特別仕様書に施行条件明示を行うことが望ましい。</p>	<p>今後の発注において、交通量が多く、規制に配慮が必要と思慮される箇所については、交通管理者と事前に協議を実施し、その協議内容を当初発注に反映させる。</p>	措置済
16	31	73	道路保全課	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理調整課	宮原五木線(A280)道路土砂災害対策補助(防災)その2工事	一般競争入札参加資格について	意見	<p>2社入札しているため、一般競争入札の成立要件は満たしているが、同種の工事に同じ会社が参加しており、競争原理が十分に働いているか疑問である。</p> <p>一般競争入札参加資格において、営業所の所在地は「球磨地域振興局内に主たる事業所を有すること」とされていることが、入札参加者を2社に留める原因の一つと考えられ、地域要件を緩和して入札参加企業の増加を図ることが望ましい。</p>	<p>工事価格や工事種類によって、入札参加資格(格付等級や地域要件等)を定めており、各地域の建設業の育成のためにも地域要件を設定する工事も必要であると考えている。</p>	不措置 (業務参考)

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
17	35	75	道路保全課	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部 維持管理調整課	国道325号防災安全交付金(交通安全)工事	照査項目一覧表のダブルチェックのルールについて	意見	<p>照査項目一覧表は、担当者のチェックと上席者である課長がチェックを実施するルールとなっているが、当日課長が不在だったため、ダブルチェックの課長のサインが漏れている。</p> <p>土木部長の承認があれば決裁可能のため、契約変更是実施可能であるが、課長が不在の場合に、照査項目一覧表のチェックを行う取扱いが示されておらず、課長不在時にダブルチェックが機能しないことが考えられる。</p> <p>ダブルチェックを適正に機能させるため、課長(担当者)が不在の場合の取扱いを示し、徹底することが望ましい。</p>	令和7年(2025年)8月20日付で公共(土木)工事設計書の確実な照査の実施に関する文書を発出し、関係職員に照査実施を徹底するよう周知を実施した。	措置済
18	37	76	道路保全課	天草広域本部土木部 維持管理課	牛深天草線道路土砂災害対策補助(防災)防護柵その2工事	2次下請け以下の下請け業者選定理由の確認について	意見	<p>元請け会社は入札時の総合評価において、県内事業者を一次下請けとして使うとして加点を得ているが、一次下請け会社は下請け契約額の9割程度の価格で県外の業者と二次下請け契約を締結している。</p> <p>今回の総合評価の規程においては、一次下請けに地元企業を使用すると加点されるが、二次下請け以降に関する規制はないため、ルールには準拠している。しかしながら、入札時の加点を稼ぐために本来不要な下請け業者を介在させている疑惑がある。</p> <p>合理的な理由がある下請けについては認められるべきものであるが、不当に入札の点数を高めるような外観を有する下請業者の使い方については、その防止の観点から一定の制約を課すことが望ましいと考えられる。</p> <p>具体的な対応としては、なぜ下請け業者が必要なのか、なぜ県外の特定の下請け業者でなければならないのか、合理的な理由があることを確認するなどが考えられる。</p>	<p>一次下請けの工事の範囲について、特殊かつ高度な技術を要し施工可能な業者が熊本県内にない場合、一次下請け業者から県外業者へ二次下請けに出す場合もあるが、その際、元請業者は工事全体を主体的に管理し、一次下請け業者は当該部分の工事を主体的に管理する必要がある。県は元請業者に対し、本来不要な下請け業者等の介在がなく適切な施工体制を確保しているか等を確認しながら工事監督を行っているところ。</p> <p>そのため、現時点では、再下請負先の選定理由等までを把握する必要はないと考えている。</p>	不措置 (業務参考)
19	43	78	道路保全課	県南広域本部土木部 維持管理課	八代鏡宇土線・大鞘川防災安全交付金(交通安全)(舗装2)工事他合併	相入札業者への下請けについて	意見	<p>同じ入札に参加した会社(いわゆる「相指名業者」)を下請けとして使用すること自体は、特段法規制をされていないものの、これを自由に認めてしまうと、入札前に下請負をさせることを約束して、特定の業者が受注するなど、業者間における不正行為が生じる可能性を排除できず、適切な競争が生まれない可能性がある。</p> <p>適切な競争環境を維持するため、相指名業者への下請負を禁止することも考えられる一方、一律に禁止することは入札不調を招き必要な道路工事の進捗を遅らしてしまうことも考えられる。このため、他自治体の制度を研究することで、適切な競争環境の整備に繋がると考える。</p>	<p>各工事や各業者のその時点の状況により、協力関係のある業者に下請けを出すことも考えられる。</p> <p>下請け契約の内容については、施工体制台帳の提出の際に適切な施工体制を確保できているか等の状況を確認し、業者への指導や工事監督を行っており、現時点では、相指名業者への下請負を禁止する必要はないと考えている。</p>	不措置 (業務参考)

番号	調書 No.	報告書 頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
20	48	80	道路保全課	県南広域本部土木部維持管理課	国道445号他単県道路維持修繕委託	インフラ維持・修繕に関する契約方法の見直しについて	意見	<p>現在のように、地域を細分化して指名競争入札により業者を募集する方法を継続した場合、応札業者が不足し不調に終わる、もしくは、応札業者が極端に少なく実質的に競争が働かないといった事態が生じることが今後予想され、これまでどおりの契約方法では道路の維持修繕が行き届かなくなる可能性がある。</p> <p>また、1つの地域振興局内で複数の契約を結ぶ必要があることから、契約事務の手続がその分増えることになっており、手続に係る手間とコストがかかる。</p> <p>1契約により業者に任せたる担当地域を広くすることで、契約金額を大きくし、競争が働きやすくなるとともに、契約事務の手間を減らすことができる。県全体を1つまとめるのが難しいとしても、例えば地域振興局ごとにまとめて発注することも考えられる。</p> <p>いずれの場合においても、担当地域が広くなりすぎて、即応性が落ちないよう、以下のような条件を付すことが考えられる。</p> <p>① 契約相手先は、契約担当区域内で営業区域の重ならない、複数の業者によるJV(共同企業体)、もしくは事業組合とする。</p> <p>② JV内の各事業者の担当区域に偏りがないようにし、県下全域の道路につき、一定の時間内に対応が取れる体制をとるとともに、負担が特定の企業に集中しないようにする。</p> <p>③ JVの主幹事社を定め、県からの指揮命令及び工事を完了後の報告は当該主幹事社がまとめて受けるようにする。</p> <p>④ 緊急時の対応については県の指揮命令を受けた主幹事社から、JV内の業者で要対応個所に近い業者から順に連絡を取り、対応を依頼する。また、災害などにより担当区域の業者だけでは緊急対応が取れない場合は、県の指示に基づき他地域からの応援ができるようにする。</p> <p>⑤ 緊急でない保守業務に関しては、JV内の業者間で業務の繁閑などを考慮したうえで、②に反しない範囲で担当区域を越えて分担・調整することを認める。</p>	<p>現在、県では、県管理道路の安全で快適な道路交通を確保するため、道路の保守・修繕を行う緊急業務委託を発注している。この業務は、道路パトロールにより道路の異常等が確認された場合に、落石・崩土の撤去、舗装補修、除雪、応急対応等を行うものであり、緊急的に実施するものもある。また、梅雨前線豪雨に伴う災害や積雪等が発生した場合は、管内の多くの箇所で、一斉に対応する必要がある。また、これらの対応を早急かつ確実に行うためには、地域に精通した業者による対応が必要である。</p> <p>そのため、各地域振興局管内を地域ごとに分割して発注し、それぞれの地域に精通した業者の指名競争入札により委託業者を選定することにより、即応性を確保しており、即応性の観点から、地域振興局ごとにまとめて発注して、対応を行うことは困難であると考える。</p>	不措置 (業務参考)
21	137-①	85	都市計画課	県央広域本部土木部益城復興事務所 街路工務課	益城中央線交通安全対策補助(福富地区改良その9)工事	4週8休工事達成条件の確認について	意見	<p>「4週8休」の達成状況の確認方法としては、業者から提出された現場事務所の休業日数をもとに判断しているが、当該報告内容の適切性について県が確認する仕組みとなっていないため、誤って休業日数が多く報告された場合、条件達成・未達の判断に影響が及ぶ可能性がある。</p> <p>「4週8休」の達成状況の報告を担保するため、監督員は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領に基づき、受注者に施工計画書提出時の休日(現場閉所)取得計画実績表の提出と、毎月の休日(現場閉所)取得計画実績表の提出を行わせ、休日の実施状況を確認することを徹底するとともに、報告に疑義がある場合は、必要に応じて、現場の稼働状況をヒアリングなどで確認し、是正を勧告するといった対策が考えられる。</p> <p>なお、同様の事例は、今回監査対象とした複数の工事で確認されたため、土木部全体で同様の対策を講じることが望まれる。</p>	<p>令和7年(2025年)8月20日付で熊本県土木部「週休2日試行工事」における現場閉所達成状況の確認に関する文書及び確認のポイントを明示した記入例を発出し、関係職員に確認を徹底するよう周知を実施した。</p>	措置済

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
22	137-②	87	都市計画課	県央広域本部土木部益城復興事務所 街路工務課	益城中央線交通安全対策補助(福富地区改良その9)工事	個人情報の取り扱いについて	指摘	<p>健康保険法では、本来の目的以外で被保険者記号・番号を求めるることは禁じられている。県の提出書類チェックリストでは、雇用関係を示す書類として健康保険証を提出する場合は、当該箇所をマスキングすることを求めてはいるものの、実際にはマスキングせずに提出があり、これを取得している。そのほか、「契約者と職員の雇用関係を確認する」という主旨には関係のない、職員の住所などについても把握できる状態で取得している事例があった。</p> <p>公的証明書の写しなどを取得する場合には、不要な情報が残っていないか、法律上取得が制限されているものではないかを確認したうえで、不要な情報が残った状態で提出された書類については適切に消除をしたうえで取得、保管するべきである。</p> <p>なお今回監査対象とした他の複数の工事においても、同様の事例が確認されたため、土木部全体としてルールの周知徹底を図ることが必要である。</p>	健康保険証の写し等の提出がある場合、被保険者記号・番号等にマスキング処理がなされているか確認することを関係職員に周知徹底していく。	措置済
23	141	89	都市計画課	県央広域本部土木部益城復興事務所 街路工務課	益城中央線交通安全対策補助(広崎地区改良その19)工事	休日(現場閉所)取得計画実績表の記載誤りについて	指摘	<p>作業日(※空欄)とすべきところ、／(対象外を意味する)とされており、休日(現場閉所)取得計画実績表の記載が全体的に間違っている。加えて、対象期間も、現場閉所日の集計も誤っており、現場閉所率が変わってくる。</p> <p>記載内容にせよ、集計日数にせよ、契約金額に影響ある重要な部分であるため、県担当者の確認において見落としがないよう注意する必要がある。</p>	令和7年(2025年)8月20日付で熊本県土木部「週休2日試行工事」における現場閉所達成状況の確認に関する文書及び確認のポイントを明示した記入例を発出し、関係職員に確認を徹底するよう周知を実施した。	措置済
24	固8	90	道路整備課	道路整備課	稻佐津留玉名線(玉名橋)道路補修補助事業(橋梁)塗装工事	固定資産として計上すべきではない工事支出について	指摘	<p>工事内容を確認したところ、橋梁の、主に鉄骨部分に施工されている塗装が劣化しているものにつき、塗替を行ったものであり、「固定資産台帳整備要領」別表4に掲げられている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。</p> <p>固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。</p>	内容を確認したところ、御指摘のとおり固定資産として登録すべきではないと判断したため、固定資産台帳から削除した。	措置済
25	固11	91	道路整備課	道路整備課	辛川鹿本線(合志川橋)道路補修補助(仮橋撤去)工事	固定資産として計上すべきではない工事支出について	指摘	<p>工事内容を確認したところ、仮設橋の撤去費用であり、「固定資産台帳整備要領」別表4に掲げられている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。</p> <p>固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。</p>	内容を確認したところ、御指摘のとおり固定資産として登録すべきないと判断したため、固定資産台帳から削除した。	措置済
26	固12	92	道路整備課	道路整備課	国道219号(錦町西工区)防災・安全交付金(照明設備)工事	計上された固定資産の適切な分類と耐用年数の設定について	指摘	<p>工事内容を確認したところ、照明灯及び信号を設置するための照明柱の設置工事であり、当該支出は「道路」ではない。</p> <p>固定資産計上時には、「道路」に関する事業に関する資産の取得であっても、その内容に即して適切に耐用年数を選択する必要がある。</p>	内容を確認したところ、耐用年数表の「(大分類)インフラ資産/工作物ー(中分類)金属造のものー(小分類)へい、街路灯、ガードレール」に該当すると判断し、固定資産台帳を耐用年数10年に修正した。	措置済

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
27	固16	93	道路整備課	道路整備課	国道266号(著町橋)道路補修補助(橋梁)照明灯基礎工事	固定資産として計上すべきではない工事支出について	指摘	<p>工事内容を確認したところ、照明灯設備基礎部のアンカーボルトを新しいものに交換する作業であり、「固定資産台帳整備要領」別表4に掲げられている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。</p> <p>固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。</p>	内容を確認したところ、御指摘のとおり固定資産として登録すべきではないと判断したため、固定資産台帳から削除した。	措置済
28	固19	95	道路整備課	道路整備課	国道266号地域連携推進改築委託(建物調査及び点検その7)	固定資産として計上すべきではない工事支出について	指摘	<p>支出内容は、土地の取得前の段階における調査費用であることから、資産性がなく、固定資産として登録るべきものではない。</p> <p>固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。</p>	内容を確認したところ、御指摘のとおり固定資産として登録すべきではないと判断したため、固定資産台帳から削除した。	措置済
29	固20	96	道路整備課	道路整備課	御船甲佐線(田口)広域連携交付金案内標識設置(その1)工事	計上された固定資産の適切な分類と耐用年数の設定について	指摘	<p>工事内容を確認したところ、道路案内板の設置であり、当該支出は「道路」ではない。</p> <p>固定資産計上時には、「道路」に関する事業に関する資産の取得であっても、その内容に即して適切に耐用年数を選択する必要がある。</p>	内容を確認したところ、耐用年数表の「(大分類)インフラ資産/工作物ー(中分類)金属造のものー(小分類)へい、街路灯、ガードレール」に該当すると判断し、固定資産台帳を耐用年数10年に修正した。	措置済
30	固2	97	道路保全課	道路保全課	道の駅きくすい社会資本整備総合交付金(道の駅)舗装工事	固定資産の計上について(塗装工事 アスファルト)	指摘	<p>当該工事は、道の駅きくすいの塗装工事(アスファルト)であり、勘定科目、耐用年数は、インフラ資産/工作物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷、木れんが敷の耐用年数10年を適用すべきである。</p> <p>固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。</p> <p>資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していくけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。</p>	内容を確認したところ、「インフラ資産/工作物」の舗装道路(アスファルト敷)に該当すると判断し、固定資産台帳を耐用年数10年に修正した。	措置済
31	固3	98	道路保全課	道路保全課	道の駅きくすい社会資本整備総合交付金(道の駅)照明灯工事	固定資産の計上について(照明灯工事)	指摘	<p>当該工事は、道の駅きくすいの照明灯工事(ソーラー照明灯9基)であり、勘定科目、耐用年数は、インフラ資産/建物附属設備 電気設備(照明設備を含む)その他の耐用年数15年を適用すべきである。</p> <p>固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。</p> <p>資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していくけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。</p>	内容を確認したところ、「インフラ資産/建物」の(中分類)建物附属設備(小分類)その他に該当すると判断し、固定資産台帳の耐用年数15年に修正した。	措置済

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
32	固4	99	道路保全課	道路保全課	玉名山鹿線道路無電柱化 補助舗装その2工事	所有資産の区分及び 耐用年数の設定について	指摘	<p>当該工事は、県道16号線にかかる舗装工事であるが、国道などと同様の所有外資産に区分されている。また、耐用年数について、当該工事のみであれば道路本体の工事ではなく舗装工事であるため、アスファルト敷の耐用年数10年を適用すべきである。</p> <p>固定資産計上時には、県所有の県道に係るものであれば自己所有資産として区分し、耐用年数の判断に当たっては、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。</p>	内容を確認したところ、自己所有資産に区分されると判断し、耐用年数表から道路舗装(アスファルト敷)の10年に修正した。	措置済
33	固5	100	道路保全課	道路保全課	稻生野甲佐線単県道路施設修繕(ガードレール補修)工事	資産計上の妥当性について	指摘	<p>当該工事は、路肩部分の経年劣化により、ガードレールを部分的に取り換え、路肩部分を修繕している。数百メートルに渡って設置されているガードレールに対して、工事個所は20m程度であり、部分的な原状回復工事と判断できるが、新たな資産の取得として道路の耐用年数50年が適用されている。</p> <p>修繕費として処理することが妥当と考えられるが、新たな資産を取得したとして処理するのであれば、元々計上されていた資産の一部除却の処理が必要であるが、除却の検討は実施されていない。</p> <p>資産計上時には、修繕費の定義及び資本的支出の定義を踏まえ、区分を行う必要がある。</p>	内容を確認したところ、修繕費に該当するものと判断し、固定資産台帳から削除した。	措置済
34	固6	101	道路保全課	道路保全課	国道218号防災安全交付金(自転車)区画線その2工事	所有資産の区分について	指摘	<p>当該工事は、国道218号線の区画線の塗装工事であるが、所有関係区分は自己資産に区分されている。</p> <p>固定資産計上時には、国道に係るものであれば、県に所有権がないため、所有外資産として区分する必要がある。</p>	内容を確認したところ、指摘のとおり所有外資産であるため、区分を所有外資産に修正した。	措置済
35	固7	102	道路保全課	道路保全課	玉名山鹿線道路無電柱化 補助植栽その1工事	所有資産の区分及び 耐用年数の設定について	指摘	<p>当該工事は、県道16号線にかかる歩道部分の植栽工事であるが、国道などと同様の所有外資産に区分されている。</p> <p>固定資産計上時には、県所有の県道に係るものであれば自己所有資産として区分し、耐用年数の判断に当たっては、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。</p>	内容を確認したところ、「インフラ資産/工作物」の(小分類)植栽に該当すると判断し、固定資産台帳を耐用年数20年に修正した。	措置済
36	固10	103	道路保全課	道路保全課	道の駅「きくすい」防災トイレ新築工事	固定資産の計上について(防災トイレ新築)	指摘	<p>当該工事は、道の駅きくすいの建築工事一式であり、勘定科目、耐用年数は、インフラ資産／建物 便所 木造の耐用年数24年を適用すべきである。</p> <p>固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していくけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。</p>	内容を確認したところ、「インフラ資産/工作物」(中分類)便所(小分類)木造に該当すると判断し、固定資産台帳の耐用年数を24年に修正した。	措置済

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
37	固13	104	道路保全課	道路保全課	道の駅「きくすい」防災トイレ機械設備工事	固定資産の計上について(防災トイレ機械設備工事)	指摘	<p>当該工事は、道の駅きくすいの防災トイレ給排水設備工事一式であり、勘定科目、耐用年数は、インフラ資産／建物附属設備 純排水設備の耐用年数15年を適用すべきである。</p> <p>固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。</p> <p>また、固定資産台帳整備要領では、「建物附属設備は建物本体とは耐用年数が異なるため、可能な限り建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に計上する」とされていることから、建物と建物附属設備(給排水設備)を区分して計上することが必要である。資産登録時に耐用年数表との区分を使用したかを明記していくば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。</p>	内容を確認したところ、「インフラ資産/その他」(中分類)建物付属設備(小分類)給排水設備に該当すると判断し、固定資産台帳の耐用年数を15年に修正した。	措置済
38	固14	105	道路保全課	道路保全課	道の駅「きくすい」防災トイレ電気設備工事	固定資産の計上について(防災トイレ電気設備工事)	指摘	<p>当該工事は、道の駅きくすいの防災トイレ電気設備工事一式であり、勘定科目、耐用年数は、インフラ資産／建物附属設備 電気設備の耐用年数15年を適用すべきである。</p> <p>固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。</p> <p>また、固定資産台帳整備要領では、「建物附属設備は建物本体とは耐用年数が異なるため、可能な限り建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に計上する」とされていることから、建物と建物附属設備(電気設備)を区分して計上することが必要である。資産登録時に耐用年数表との区分を使用したかを明記していくば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。</p>	内容を確認したところ、「インフラ資産/その他」(中分類)建物付属設備(小分類)電気設備に該当すると判断し、固定資産台帳の耐用年数を15年に修正した。	措置済
39	固21	106	道路保全課	道路保全課	道の駅錦社会資本整備総合交付金(木製防護柵)工事	固定資産の計上について(木製防護工事)	指摘	<p>当該工事は道の駅敷地内の防護柵を設置する工事であり、勘定科目、耐用年数は、インフラ資産／工作物合成樹脂造のもの(前掲以外)の耐用年数10年を適用すべきである。</p> <p>固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。</p>	内容を確認したところ、耐用年数表の「(大分類)インフラ資産/工作物ー(中分類)金属造のものー(小分類)へい、ガードレールに該当すると判断し、固定資産台帳を耐用年数10年に修正した。	措置済
40	国-1	107	道路保全課	県央広域本部宇城地域振興局 維持管理調整課、総務振興課	国道218号靈台橋案内板	道路占用許可申請漏れについて(県所有物件)	意見	<p>維持管理調整課において道路占用許可申請審査が行われているが、審査過程において、靈台橋案内版は以前から設置されていたが、占用申請がされておらず、占用許可事務システム上も登録されていないことが判明した。</p> <p>道路管理者として適切に管理する観点から、同一地域振興局内でも道路占用許可申請を漏れなく行うべきである。</p>	<p>本事案の申請漏れが発覚した時点で、他にも漏れがないか確認し、適切に処理されたことを確認した。</p> <p>また、道路管理者として適切に管理する観点から、同一地域振興局内でも道路占用許可申請を行なうことを関係職員に周知徹底した。</p>	措置済

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
41	国-5 他-①	109	道路保全課	県北広域本部鹿本地域振興局土木部 維持管理調整課	国道325号他	占用者に送付している提出書類の様式	指摘	道路占用期間満了の更新手続きを実施するに際して、送付している様式が旧版となっており、様式変更の事実が周知されていない。 提出書類の様式が変更された場合、適宜・適切に最新版へ更新することが必要であるため、周知徹底される体制づくりをすべきである。	様式変更の周知はしていたが、その様式が正しいものであるかチェックの徹底ができていなかったことから、改めて、制度改正等があった場合、正しい様式が使用されているかについても確認するよう周知した。 今後も、会議等を活用しながら、制度改正、様式変更等を周知し、適正な制度運用を図っていく。	措置済
42	国-5 他-②	109	道路保全課	道路保全課	国道325号他	熊本県ホームページにアップロードされている様式について	意見	道路占用許可申請(協議)書の最新版は、熊本県道路占用規則を検索エンジンで検索すると、当該添付資料に掲載されているものの、熊本県ホームページには旧版の様式がアップロードされている。そのため、ホームページを利用して、様式をダウンロードし提出した場合、旧様式での提出となる。 熊本県ホームページにアップロードされている様式について、常に最新版がダウンロードできる仕組みが望まれる。	県HPに必要な様式を掲載し、最新版をダウンロードできるようにした。	措置済
43	公社 1	110	道路整備課	熊本県道路公社		回収した回数通行券に係る現物確認の必要性	意見	回数通行券(以下、回数券)を收受した場合において、公社は、受託会社より、日々收受した回数券の種別及び枚数をとりまとめて日報などによる報告を受けているものの、実際に回収された回数券の現物は委託先にて保管され、公社では、回収した回数券の現物について、後日1年分をまとめて回収するのみである。したがって受託会社からの報告内容と現物との一致確認は実施していない状況である。 回数券についても現物を適時に公社に提出するよう受託会社に求めることは、不正の発見や不正の未然防止を期待できるものと考えられることから、『料金徴収業務処理要領』において、收受した回数券についても、内容の報告だけでなく、現物を適時に公社に提出する旨を規定し運用していくことが望ましい。	收受した回数券の提出を受け、現物の点検を適時に実施するよう、今年度中に「料金徴収業務処理要領」を改正予定である。	措置中
44	公社 2	112	道路整備課	熊本県道路公社		未使用回数券の定期的な実査の必要性	意見	販売箇所における回数券綴の販売数や残高について、各委託先から管理簿による月次の報告を受けているものの、実際に公社による残高の現物確認は、委託先が変更となった際の在庫払い戻し時のみしか実施しておらず、委託期間中の管理は委託先に一任している状況である。 公社が自ら回数券綴の定期的な実査を行うことは、各種管理簿の誤りや不正の発見、不正の未然防止を期待できるものと考えられることから、『回数通行券取扱要領』において、公社自らが、定期的に回数券綴の実査を行う旨を規定し、運用していくことが望ましい。	回数券の実査については、「回数通行券取扱要領」第22条に従来から規定済みである。この要領に基づき、関係職員に周知徹底を図り、回数券を交付する際に、在庫の現物確認を実施するよう改善した。	措置済

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
45	公社3	114	道路整備課	熊本県道路公社		ETCXの利用及びばつてん特割の登録促進に向けた普及活動の必要性	意見	<p>運用開始から1年以上経過した令和6年5月時点においても、松島有料道路におけるETCXの利用率は6.2%と、回数券の利用率と比較しても3分の1程度の水準にとどまっている状況である。</p> <p>ETCXの運営経費として令和5年度実績で税込9,483千円がかかっていることを鑑みると、ETCX利用拡大による料金徴収業務の作業量の削減ならびに回数券印刷経費の削減などで、運営経費に見合う経費削減を実現することが望まれるが、現在の普及率は低水準にとどまっている。</p> <p>公社としても、これまで以上にETCXを周知できるような広告宣伝活動を積極的に実施することに加え、公社のみならず熊本県と連携して、ETCX利用率が低水準にとどまっている事実についての原因分析を精緻に行い、想定される原因への対応策を講じるような体制を構築していくことが望ましい。</p>	令和6年度のETCXの年間利用率は、6.5%(最高月7.1%、最低月5.7%)であった。ETCXの利用者の増・利用率のアップを図るには、有料道路を多頻度で利用していると想定される回数券利用者を対象に決済手段の転換を勧めることが有効と考え、料金所では、令和6年10月以降、回数券冊子表紙にETCX会員登録広報啓発文言をスタンプした付箋を貼付して販売している。	措置済
46	公社4	118	道路整備課	熊本県道路公社		会計規程取扱細則の不備について	指摘	<p>資産の償却に関する定めが本文から抜け落ちてしまっていると考えられる。また、退職手当引当金に関する目次も欠落しているものと思われる。</p> <p>規程を見直し、目次とも照らし合わせ、過不足ない規程の作成を心掛ける必要がある。</p>	<p>「会計規則取扱細則」の目次において第5章第3節は「資産の償却(第49条)」とされていたが、本文の第3節は改正されて「退職手当引当金等」に係る規定となっていた。</p> <p>これは、国の制度改正により事業資産である「道路」は減価償却しないこととされたことに伴い、道路の減価償却を定めた当該規定は平成14年に削除し、その後平成15年に当節に退職手当引当金に係る規定を設けているが、いずれの改正時にも目次を変更しないままにしていたことによる。</p> <p>つまり、過去の規定の改正時に目次の修正が漏れたものであり、令和7年2月21日に修正した。</p>	措置済
47	公社5	119	道路整備課	熊本県道路公社		減価償却の開始月について	指摘	<p>減価償却費は、資産取得の月から開始することされているが、有形固定資産明細表を確認したところ、令和6年3月31日に取得し、翌日4月1日から事業供用開始された複合機については、減価償却費が計上されていなかった。</p> <p>一般的な企業会計では、事業供用開始日より減価償却するが、あくまで熊本県道路公社の「会計規程」にはそのような定めがないため、「会計規程」とは異なる処理になっているといえる。</p> <p>今後もこのような事業供用開始日からの減価償却費の計上をするのであれば、「会計規程」の変更が必要である。</p>	実態に合わせて令和7年2月21日に「会計規程」を改正した。	措置済

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
48	公社6	120	道路整備課	熊本県道路公社		減価償却の端数処理について	指摘	有形固定資産明細表を確認したところ、令和6年1月17日に取得した、普通車特種（パトロール車）マツダCX-5の減価償却費は297,844円とされていたが、再計算したところ、297,844円50銭であったため、「会計規程取扱細則」に従って1円に切り上げ、297,845円とすべきであった。 今後もこの端数処理（円未満切捨て）をするのであれば、「会計規程取扱細則」の変更が必要である。	実態に合わせて令和7年2月21日に「会計規程取扱細則」を改正した。	措置済
49	公社7	121	道路整備課	熊本県道路公社		固定資産の耐用年数の誤りについて	指摘	有形固定資産明細表と大蔵省令に定める耐用年数を不合したところ、不一致の物が複数あった。 耐用年数の選択においては、専門的な判断が必要とされる場合もあるため、専門家の判断を仰ぐなり、複数人で確認すべきと考えられる。	今後は公認会計士に相談したうえで決定を行うこととする。	措置済
50	公社8	122	道路整備課	熊本県道路公社		固定資産台帳の欠如について	指摘	有形固定資産明細表を確認したところ、令和5年3月1日に取得した、多目的ETC利用システム236,650,119円があるが、これについて固定資産台帳の作成がなされていなかった。 「会計規程取扱細則」に従い、速やかに作成する必要がある。所有する固定資産の中でも、突出して大きい金額であるため、その重要性も高い。有形固定資産明細表と固定資産台帳の定期的な整合性の確認が必要である。	当該案件については監査指摘後に固定資産台帳を作成済である。今後は定期的に固定資産台帳と有形固定資産明細表の合致を行う。	措置済
51	公社9	122	道路整備課	熊本県道路公社		準備品台帳の欠如について	指摘	総勘定元帳を確認したところ、令和5年6月21日の支出に通行規制図データ作成71,500円があったが、準備品台帳の作成はされていなかった。内容としては、画像データを作成してもらい、CD-ROMにて成果物の提出がなされたものであった。データそのものは形が無いものの、CD-ROMに納められており、物理的な管理が可能で、かつ比較的長期間の使用に耐えられ、金額的にも1万円以上であることから、準備品に該当すると考えられる。そのため、準備品台帳に記載すべきであり、結果、「会計規程取扱細則」とは異なる処理となっている。 「会計規程取扱細則」に従い、速やかに作成する必要がある。当該事案のように一見すると形の無いものについては、準備品の定義に照らし合わせ、準備品に該当するか否か、特に留意して検討すべきと考えられる。	検討の結果、準備品に該当すると判断したため、準備品台帳を作成した。	措置済
52	公社10	124	道路整備課	熊本県道路公社		電話設備設置工事の経理処理について	指摘	総勘定元帳を確認したところ、松島道路管理費として令和6年3月28日に、公社執務室電話設備設置工事880,000円が費用計上されていた。内容としては、電話主装置及び電話機6台を含む、いわゆる電話設備一式の新規購入であった。 「会計規程取扱細則」によると、当該電話設備は、道路管理費として費用処理すべきではなく、固定資産として計上すべきであったと考えられる。 20万円以上の支出が伴うものは、固定資産に該当する可能性があるため、その実態に応じて、「会計規程取扱細則」に照らし、判断する必要がある。	内容を確認したところ、固定資産に該当すると判断したため、固定資産に計上した。	措置済

番号	調書No.	報告書頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、路線名	表題	指摘・意見の区分	内 容	改善措置	措置区分
53	一	125	監理課			1. 固定資産台帳への登録単位について	意見	<p>本来、資本的支出に該当するか否かは、工事内容ごとに判断するべきであるが、現状ではさらに大きい単位である事業箇所ごとでしか判断していないため、耐用年数の適用や資産計上の要否に関する判断が不正確になっている。</p> <p>固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針が制定された当時は、熊本地震からの復旧工事が多発した時期もあり、やむを得ず資産計上の判断をより上位の階層で行う方針をとったものと考えられるが、今回指摘した内容を将来に向かって改善するためにも、以下の点を検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事単位で現場担当者が資産計上要否、及び資産種類の指定ができるように工事進行管理システムを改修すること</li> <li>② 各振興局などの現場にて、資産登録が正確に行えるようなマニュアルを整備すること</li> <li>③ マニュアルや、過去の登録事例をもとにした研修を継続的に実施し、現場担当者の作業精度の向上を図ること</li> </ul>	<p>「工事進行管理システム」では、事業箇所ごとに資産計上の登録を行う仕様としており、「公会計システム」に取り込む前に個別チェックを行い、工事契約単位で固定資産台帳に資産計上する判断を行っている。</p> <p>御意見のとおり措置するためには、多大な費用と人的負担がかかることから、すぐに着手することは困難である。</p> <p>また、昨年12月に公表された国「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」に基づき、財政課が全庁的に固定資産台帳の整理・精緻化等の検討を行っており、その動きと整合性をとる必要もあることから、関係所属と十分に協議した上で他自治体とも情報交換しながら、引き続きどのような措置が適当か研究していく。</p>	不措置 (業務参考)
54	一	128	監理課			2. 過年度の監査結果における指摘事項に対する改善状況について	指摘	<p>令和4年度包括外部監査において、以下の指摘がなされ、改善措置が提示されている。</p> <p>指摘内容：本件工事はコンクリート造であるダムの本体部分に係る工事ではなく、内部の電気通信設備工事であり、実際に15年程度で老朽化して更新を行っている実態を鑑みると、耐用年数は『耐用年数分類表』の「電気設備/その他もの」15年などを参考に、実際の使用可能年数を見積もって決定することが妥当であるが、本件では別途資産登録されているダム本体の耐用年数に合わせて80年が採用されており、明らかに実態の使用可能期間と乖離した耐用年数となっている。固定資産台帳への登録元データが作成される「工事進行管理システム」について、同一事業箇所においても個別の工事ごとに耐用年数を設定できるような対応の検討、あるいは「進行管理システム」から出力された固定資産データについて、「公会計システム」に取り込む前に所管課にてデータの確認・修正を行う必要がある。</p> <p>改善措置：令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、県土木部で管理する全てのダムについて、ダム本体の耐用年数80年として一括で登録せず、ダム管理用制御処理設備や放流設備など施設に分類して、耐用年数分類表を参考に耐用年数を設定し、修正した。また、固定資産台帳への登録元データが作成されている「工事進行管理システム」について、工種ごとに耐用年数をシステムで管理できるか主管課と調整を行った。なお、システム改修等を行うまでの期間は「公会計システム」に取り込む前の段階で個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行っていく。【次ページへ続く】</p>	<p>土木部では、令和4年度包括外部監査での指摘を受け、固定資産台帳の令和4年度末時点への更新の際から、「工事進行管理システム」に登録されている情報を「公会計システム」に取り込む前に、関係課へ内容確認と修正を依頼した。</p> <p>しかし、指摘の意図について十分に理解していない職員がいたため、令和6年度末時点への固定資産台帳の更新に当たり、昨年度の包括外部監査結果を踏まえた注意事項等を記載した文書(令和7年(2025年)6月11日付監第157号)により、「公会計システム」に取り込む前の個別チェックの徹底を図った。</p> <p>また、府内関係課で組織される「公会計制度改革プロジェクトチーム」作業部会において、昨年度の包括外部監査の事例を共有し、同様の問題が生じないように周知を行った。</p> <p>工事進行管理システムの改善については、関係所属と公会計制度の適切な運用を協議する中で引き続き研究を重ねていく。</p>	措置済

番号	調書 No.	報告書 頁	所管課	担当課	工事名称、資産名称、 路線名	表題	指摘・ 意見の 区分	内 容	改善措置	措置区分
								<p>【前ページからの続き】</p> <p>上記改善措置において、「公会計システム」に取り込む前の段階で個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行っていく」とされているが、同じ土木部の道路工事について、今回も同様の指摘がなされている。過年度の監査結果に対する改善措置につき、対応した部署のみでの対応にとどまっており、同様の問題が生じる可能性のある他部署への情報共有及び改善策の周知徹底が不足している。インフラ整備及びこれに伴う固定資産の管理については、1件の指摘に対して所管部署のみでの問題ととらえず、関連部署全体もしくは全庁的な協力のもと取り組むべき課題である。システムの改善なども伴うため、今後相当の準備期間を要すると考えられるが、引き続き改善を求める。</p>		